

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数				43	16	5	3	43	43	24	9	1	2	14
鹿児島県	鹿児島市	教育委員会事務局総務課財務係	099-227-1922	○	○		○	○	○	○				http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/kosodate/gakko/jose/shugakuenjo.html
鹿児島県	鹿屋市	教育委員会学校教育課学務係	0994-43-2111(内線3633)	○	○		○	○	○					http://www.e-kanoya.net/annai/kyoiku.html
鹿児島県	枕崎市	学校教育課	0993-72-0170	○	○		○	○	○					http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/
鹿児島県	阿久根市	教育総務課	0996-73-1257	○			○	○		○				http://www.city.akune.kagoshima.jp
鹿児島県	出水市	教育総務課	0996-63-4078	○		○	○	○		○		○		http://www.city.izumi.kagoshima.jp/
鹿児島県	指宿市	学校教育課	0993-22-2111	○			○	○	○	○	○			http://www.city.ibusuki.lg.jp/modules/content022/index.php?id=6
鹿児島県	西之表市	西之表市教育委員会	0997-22-1111(252)				○	○	○	○				
鹿児島県	垂水市	教育委員会 学校教育課 学校教育係	0994-32-7213	○			○	○	○					http://www.city.tarumizu.lg.jp/gakkoyoiku/kurashi/kosodate/kosodate/teate/shugaku.html
鹿児島県	薩摩川内市	教育部 学校教育課	0996-23-5111	○	○		○	○	○	○				http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1096526250875/index.html
鹿児島県	日置市	教育総務課	099-248-9426	○			○	○						
鹿児島県	曾於市	教育委員会 総務課	099-482-5956				○	○						
鹿児島県	霧島市	学校教育課	0995-45-5111	○			○	○	○					http://www.city-kirishima.jp/modules/page043/index.php?id=24
鹿児島県	いちき串木野市	学校教育課	0996-21-5127				○	○	○					
鹿児島県	南さつま市	学校教育課	0993-53-2111	○			○	○	○					http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/
鹿児島県	志布志市	教育総務課	099-472-1111(内線311)	○			○	○						http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2013091300193/
鹿児島県	奄美市	奄美市教育委員会総務課	0997-52-1111(内線1722)				○	○	○					
鹿児島県	南九州市	教育部学校教育課学校教育係	0993-56-1111(内線4924)				○	○						
鹿児島県	伊佐市	伊佐市教育委員会学校教育課学事係	0995-26-1532				○	○						
鹿児島県	始良市	教育委員会学校教育課	0995-62-2111	○	○		○	○						http://www.city.aira.lg.jp/gjimu/kurashi/kyoiku/gakko/tsugaku.html
鹿児島県	三島村	教育委員会	099-222-3141				○	○				○		
鹿児島県	十島村	教育総務課	099-227-9771				○	○	○					
鹿児島県	さつま町	教育委員会 教育総務課	0996-53-1111(内線2516)				○	○	○					

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就業内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
鹿児島県	長島町	教育総務課	0996-88-5679			○	○	○								
鹿児島県	湧水町	管理課	0995-75-2142	○			○	○								
鹿児島県	大崎町	教育委員会 管理課	099-476-1111				○	○	○							
鹿児島県	東串良町	教育委員会管理課	0994-63-3133				○	○								
鹿児島県	錦江町	教育課	0994-22-0517				○	○	○	○						
鹿児島県	南大隅町	教育委員会 教育振興課	0994-24-3143				○	○	○							
鹿児島県	肝付町	教育総務課	0994-65-8425				○	○								
鹿児島県	中種子町	教育総務課	0997-27-1111				○	○								
鹿児島県	南種子町	管理課	0997-26-1111				○	○	○							
鹿児島県	屋久島町	屋久島町教育総務課	0997-43-5900				○	○	○							
鹿児島県	大和村	大和村教育委員会事務局	0997-57-2154				○	○	○							
鹿児島県	宇検村	教育委員会	0997-67-2261				○	○	○							
鹿児島県	瀬戸内町	教委総務課	0997-72-0113				○	○	○	○						
鹿児島県	龍郷町	教育委員会事務局	0997-69-4532				○	○	○	○						
鹿児島県	喜界町	喜界町教育委員会総務課	0997-65-3681	○			○	○							http://www.town.kikai.lg.jp/kikai06/kikai29.asp	
鹿児島県	徳之島町	徳之島町教育委員会 学校教育課	0997-82-1308			○	○	○	○							
鹿児島県	天城町	教育委員会総務課	0997-85-5226				○	○	○							
鹿児島県	伊仙町	教育委員会総務課	0997-86-4651				○	○								
鹿児島県	和泊町	教育委員会事務局	0997-92-0009				○	○								
鹿児島県	知名町	学校教育課	0997-84-3158				○	○								
鹿児島県	与論町	教育委員会事務局 学務係	0997(97)2441	○			○	○							http://www.yoron.jp	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			チ(その他の場合の内容)	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	前年度		
	該当団体数	31	39	29	22	23	32	19	21	20	21	22	17	30	16	8	2	0	0	15								
鹿児島県	鹿児島市																				1.35	その他	前年度	287	30%未満			
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	218	25%未満			
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					20%未満			
鹿児島県	阿久根市	○	○				○							○							1.1	給与収入(税引き前)	当該年度	207	15%未満			
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前々年度	358	20%未満			
鹿児島県	指宿市	○	○				○													○					20%未満			
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						20%未満		
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○			○							1.1	課税所得	当該年度	171	25%未満			
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	291	15%未満			
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						15%未満		
鹿児島県	曾於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	191	10%未満			
鹿児島県	霧島市	○	○	○											○					○	1.2	課税所得	前年度	288	20%未満			
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	295	20%未満			
鹿児島県	南さつま市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	295	20%未満			
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						市独自の所得基準(別紙通知文書参照)	25%未満	
鹿児島県	奄美市	○	○	○			○													○						これまでの事業として、課税所得のために課税の専門機関へ依頼し、依頼に該当する必要がある。そのほか、当該市で実施されている事業等によって課税所得が増加した。このほか、特別支援教育で学級支援申請を行う場合は、本人・学校長・民生委員の意見書をもって認定審査を行うこととしている。	35%未満	
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						市就学援助費支給基準に関する内規の認定基準(市民税所得割)、民生委員の意見書	15%未満	
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						課税所得以外の収入が減少し、収入が減少又は支出が増大して生活が厳しくなった事例 1) 保護者の専任、専任収入は専任 2) 自費負担の増加により、多額かつ継続的に経費がかかるようになった。 3) 災害に遭った(火災、水害等)	25%未満	
鹿児島県	姪良市	○	○				○							○													15%未満	
鹿児島県	三島村		○																								25%未満	
鹿児島県	十島村																										20%未満	
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定」に用いる保護基準値(児童費)を利用。	15%未満

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他				
		該当団体数	2	1	1	0	4	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
鹿児島県	鹿児島市																									
鹿児島県	鹿屋市																									
鹿児島県	枕崎市																									
鹿児島県	阿久根市	○					○		○																	
鹿児島県	出水市					○																				
鹿児島県	指宿市																									
鹿児島県	西之表市																									
鹿児島県	垂水市	○					○				○															
鹿児島県	薩摩川内市					○																				
鹿児島県	日置市																									
鹿児島県	曾於市			○																						
鹿児島県	霧島市					○																				
鹿児島県	いちき串木野市					○																				
鹿児島県	南さつま市		○																							
鹿児島県	志布志市																									
鹿児島県	奄美市																									
鹿児島県	南九州市																									
鹿児島県	伊佐市																									
鹿児島県	始良市																									
鹿児島県	三島村																									
鹿児島県	十島村																									
鹿児島県	さつま町																									

①都道府県 ②市町村名		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
鹿児島県	長島町																				
鹿児島県	湧水町																				
鹿児島県	大崎町																				
鹿児島県	東串良町																				
鹿児島県	錦江町																				
鹿児島県	南大隅町																				
鹿児島県	肝付町																				
鹿児島県	中種子町																				
鹿児島県	南種子町																				
鹿児島県	屋久島町																				
鹿児島県	大和村																				
鹿児島県	宇検村																				
鹿児島県	瀬戸内町																				
鹿児島県	龍郷町																				
鹿児島県	喜界町																				
鹿児島県	徳之島町																				
鹿児島県	天城町																				
鹿児島県	伊仙町																				
鹿児島県	和泊町																				
鹿児島県	知名町																				
鹿児島県	与論町																				

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他		
	該当団体数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	鹿児島市					○																			平成25年度と倍率は変わらないが、消費税率引上げに伴う生活保護基準の伸び率を、平成25年4月の生活保護基準額に上乗せしたため、昨年度より目安額は増額。
鹿児島県	鹿屋市			○																					
鹿児島県	枕崎市																								
鹿児島県	阿久根市																								
鹿児島県	出水市																								基準額の時期を変更。
鹿児島県	指宿市																								
鹿児島県	西之表市																								
鹿児島県	垂水市																								
鹿児島県	薩摩川内市																								基準額の時期を変更
鹿児島県	日置市																								
鹿児島県	曾於市																								生活保護基準の見直しの影響により就学援助制度の対象から外れた児童生徒はない。 今後おられるような児童生徒が出てきた場合は、対応を検討する。
鹿児島県	霧島市																								基準額の時期を変更
鹿児島県	いちき串木野市																								基準額の時期を変更
鹿児島県	南さつま市																								
鹿児島県	志布志市																								
鹿児島県	奄美市																								
鹿児島県	南九州市																								
鹿児島県	伊佐市																								
鹿児島県	姶良市																								
鹿児島県	三島村																								
鹿児島県	十島村																								
鹿児島県	さつま町																								

